

買物弱者支援策の普及・検討（セミナー開催）業務委託に係る

企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

買物弱者支援策の普及・検討（セミナー開催）業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書（案）」による。

なお、仕様書（案）は、本企画提案募集の実施にあたり、本業務の想定される条件を示すものであり、委託契約の締結にあたっては、採択された事業内容等について受託者として決定した事業者等と県との間で契約に係る仕様書を作成するものとし、本企画提案募集においては、事業目的をより効果的にする提案を妨げない。

(3) 選考方法

企画提案方式

(4) 履行期限

令和7年10月31日

2 業務に要する費用

1,457千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案参加資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等で、次に掲げる条件等に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 鹿児島県との契約等において次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) (ア)から(カ)により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人その他の団体又は個人

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(4) 県税を滞納している者

4 企画提案の内容

(1) 企画提案書の提出等について

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式1） 6部

(イ) 企画提案書（様式任意） 6部

次の内容を記載すること。

- ・実施業務の概要（業務の目的、実施期間、事業費等）
- ・業務内容（仕様書（案）に基づき実施しようとする具体的内容〔業務の目的を達成するために効果的と考えられる実施方法等〕）
- ・実施体制
※本業務の類似する又は参考となるような取組実績がある場合は、明記する。

(ウ) 事業費内訳書（様式任意） 6部

(エ) 団体等概要書（任意様式）

（経営理念・方針、現在の事業内容、組織体制等） 6部

(オ) 誓約書及び役員等名簿（様式2） 各1部

イ 提出期限

令和7年5月23日（金）

ウ 提出場所

下記7のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送（※提出期限までに必着とする。）

(2) 企画提案に係る質疑の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

下記7のとおり

ウ 提出方法

質問書（様式3）を使用し、電子メールにより提出する。

（電話や来課による質問は受け付けない。）

エ 回答方法

質問者に対し、電子メールにより回答する。また、併せて県ホームページにも随時掲載する。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kensei/nyusatu/nyusatujocho/index.html>)

なお、当方からの質問趣旨の照会・確認等についてもメールで行う。

(3) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。

イ 企画書の規格は、A4判又はA3判の折り込みとする。

ウ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

エ 提出期限までに鹿児島県に提出されなかった企画提案書は、いかなる理由があっても選定されない。

オ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。

カ 採用された企画提案書の著作権は、鹿児島県に帰属する。

キ 受託者決定後は、鹿児島県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、協議の結果、必要に応じて企画の一部を修正又は変更する場合がある。

ク 企画書作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とする。

ケ 作成された資料等の著作権及び著作権は、鹿児島県に帰属する。

コ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

サ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

5 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し、書面審査の結果、最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは、実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

また、選考結果についての問合せには、一切応じられない。

なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 契約の締結

鹿児島県は、採択された企画提案書を提出した者と協議の上、業務委託契約を締結する。

6 手続きの流れ

令和7年5月2日（金）	企画提案の募集開始
令和7年5月16日（金）	質問書受付締切
令和7年5月23日（金）	企画提案書提出締切
令和7年5月末	審査・選考
令和7年6月上旬	委託契約の締結
令和7年6月上旬	業務着手

7 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県総合政策部地域政策課地域振興係 茂谷
TEL：099-286-2424 FAX：099-286-5529
E-mail：kaimono@pref.kagoshima.lg.jp

8 注意事項

前払金（業務委託料の10分の8以内）を請求する予定がある場合は、契約時に連帯保証人を立てる必要があるので留意すること。